

2023年12月18日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社コナラ
代表取締役 鈴木 歩

当会社を吸収合併存続会社、株式会社コナラエージェント(本店所在地:東京都渋谷区桜丘町12番10号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続に関する、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり。

2. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の株主に対しその株式に代えて交付する金銭等に関する事項及び当該金銭等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相 当 性 関 係 事 項

本合併に際しては、吸収合併消滅会社の株主に対して、当会社の株式その他の資産の割当ては行わず、また、本合併により当会社の資本金及び資本準備金は増加しませんが、いずれについても、当会社は吸収合併消滅会社である株式会社コナラエージェントの発行済株式全部を所有していることから、相当であると判断しております。

3. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の新株予約権者に対しその新株予約権に代えて交付する新株予約権等に関する事項及び当該新株予約権等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相 当 性 関 係 事 項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)に係る計算書類等内容

別紙2のとおり。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日(2023年8月31日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収合併消滅会社は、2023年9月1日付で吸収合併消滅会社を吸収分割承継会社、当会社を吸収分割会社とする吸収分割を実施しております。

6. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日(2023年8月31日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2023年9月1日付で吸収合併消滅会社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割を実施しております。また、同日付で株式会社コナラリーガルコネクト(本店所在地:東京都渋谷区桜丘町12番10号)を新設分割設立会社、当社を新設分割会社とする新設分割を実施しております。

当社は、2023年12月1日付で当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社コナラリーガルコネクトを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

7. 吸収合併が効力を生ずる日(2024年2月1日予定)以後における吸収合併存続会社の債務(異議を述べることができる吸収合併存続会社の債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

本合併は、承継債務額が承継資産額を超えることから合併差損が生じるものでありますが、本合併の効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

また、吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収合併存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

8. 本書面の備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

別紙1

合併契約書

株式会社コナラ(以下「甲」という。)及び株式会社コナラエージェント(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 : 株式会社コナラ
東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
- 乙 : 株式会社コナラエージェント
東京都渋谷区桜丘町 12 番 10 号

第3条 合併対価の交付

甲は、乙の全株式を所有していることから、本件合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)の交付を行わない。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2024年2月1日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 合併承認総会

1. 甲は、2024年1月31日までに、会社法第795条第1項に基づき株主総会を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、期日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすことから、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本件合併を行うものとする。

第7条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業

務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 本契約の効力

本契約は、甲及び乙の法令上必要となる合併承認にかかる機関決定又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によつてのみ変更することができる。

第11条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によることを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第12条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第13条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。/電子契約の場合、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2023 年 11 月 15 日

甲： 東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号
株式会社コナラ
代表取締役 鈴木 歩

株式会社
コナラ

乙： 東京都渋谷区桜丘町 12 番 10 号
株式会社コナラエージェント
代表取締役 鈴木 歩

株式会社
コナラ
エージェント

計 算 書 類

(第 1 期)

自 令和 5 年 4 月 3 日

至 令和 5 年 8 月 31 日

株式会社コナラエージェント

貸 借 対 照 表

(令和5年8月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	264,425,122	【流動負債】	77,179,179
現金及び預金	139,456,563	買掛金	57,840,100
売掛金	122,336,384	未払金	11,029,060
未収入金	2,364,560	未払法人税等	3,279,500
前払費用	60,203	未払消費税	1,310,200
立替金	207,412	預り金	3,720,319
【固定資産】	200,000	【固定負債】	120,000,000
(投資その他の資産)	200,000	関係会社長期借入金	120,000,000
差入保証金	200,000		
		負債合計	197,179,179
		純資産の部	
		【株主資本】	67,445,943
		資本金	20,000,000
		(資本剰余金)	42,218,694
		資本準備金	10,000,000
		その他資本剰余金	32,218,694
		(利益剰余金)	5,227,249
		繰越利益剰余金	5,227,249
		純資産合計	67,445,943
資産合計	264,625,122	負債及び純資産合計	264,625,122

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 4 月 3 日 至 令和 5 年 8 月 31 日)

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		306,551,912
売上原価		261,854,120
売上総利益		44,697,792
販売費及び一般管理費		35,972,179
営業利益		8,725,613
営業外収益		
受取利息	240	
その他	384	624
営業外費用		
支払利息	219,452	219,452
経常利益		8,506,785
税引前当期純利益		8,506,785
法人税、住民税及び事業税	3,279,536	3,279,536
当期純利益		5,227,249

株主資本等変動計算書

(自 令和5年4月3日 至 令和5年8月31日)

(単位：円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,000,000	10,000,000	32,218,694	42,218,694	—	—	62,218,694	62,218,694
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	5,227,249	5,227,249	5,227,249	5,227,249
当期変動額合計	—	—	—	—	5,227,249	5,227,249	5,227,249	5,227,249
当期末残高	20,000,000	10,000,000	32,218,694	42,218,694	5,227,249	5,227,249	67,445,943	67,445,943

個 別 注 記 表

(自 令和5年4月3日 至 令和5年8月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社がクライアントから案件を受託し、当該案件を登録しているエンジニア等に再委託しており、履行義務は契約条件に基づきサービスの提供期間にわたって充足されることから、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

3. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,000 株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当該事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

以上

附 属 明 細 書

(自 令和5年4月3日 至 令和5年8月31日)

1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科 目	金 額	摘 用
役員報酬	2,350,000	
外注費	21,349,458	
広告宣伝費	9,886,151	
交際費	225,856	
会議費	248,056	
旅費交通費	7,242	
通信費	449,200	
消耗品費	34,606	
水道光熱費	80,000	
支払手数料	302,338	
システム費	123,272	
地代家賃	600,000	
租税公課	316,000	
計	35,972,179	

以上